

ネット事業主・ネットワーク管理者 の法的リスク

(インターネットウィーク2006 Dec. 05)

英知法律事務所
弁護士 森 亮二
rmori@tklo.ne.jp

1

はじめにー 様々な事業者たち

- ネットオークション
- サイバーモール
- オンライン商店
- ホスティングプロバイダ
- アクセスプロバイダ
- 負荷分散
- PtoPファイル交換
- 匿名掲示板
- eラーニング
- 電子認証
- セキュリティベンダ
- オンラインゲーム
- ブログサービス
- ソーシャルネットワーキングサービス
- ポータルサイト

2

はじめに - 法的リスクとは

Q 法的リスクとは何か？

A 法律に違反したとされる
ことによって生じる不利
益

ネット事業の主要
なリスクは？

- セキュリティ
 - 個人情報漏えい
- 著作権(知的財産権)
 - 著作権侵害、商標権侵害
- 消費者・ユーザーの保護
 - 消費者保護法、特商法の違反
- 違法情報媒介責任
 - 匿名掲示板における誹謗中傷

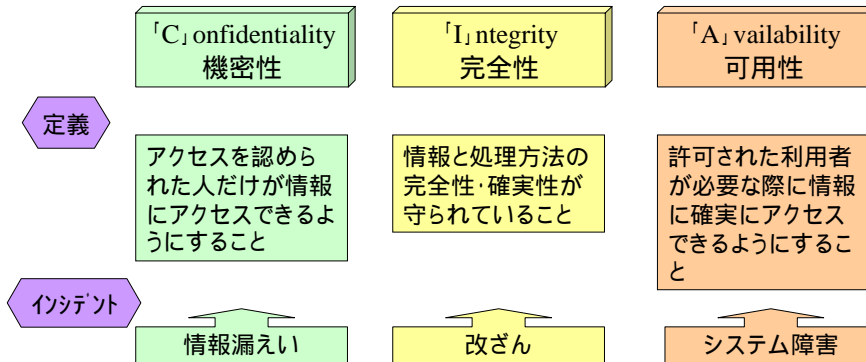
3

セキュリティのリスク

4

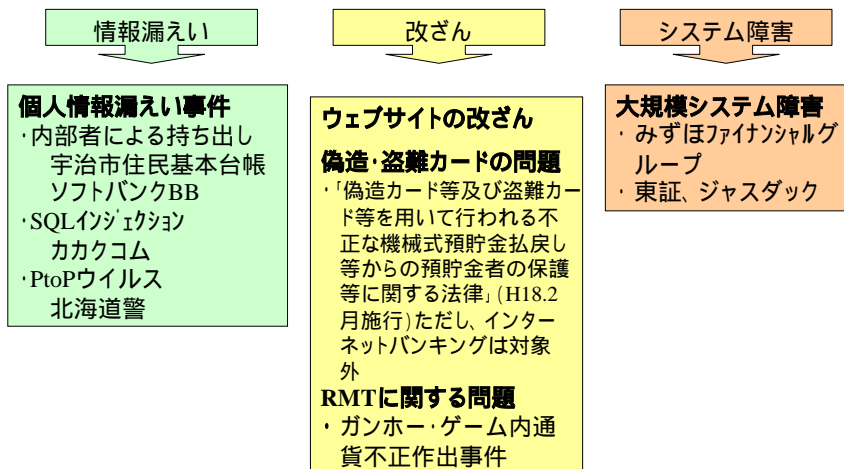
情報セキュリティとは

情報セキュリティの3要素: 「C」「I」「A」



5

情報セキュリティとは



6

情報セキュリティとは

個人情報保護法

第20条(安全管理措置)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

「I」:完全性

「A」:可用性

「C」:機密性

第19条(データ内容の正確性の確保) 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

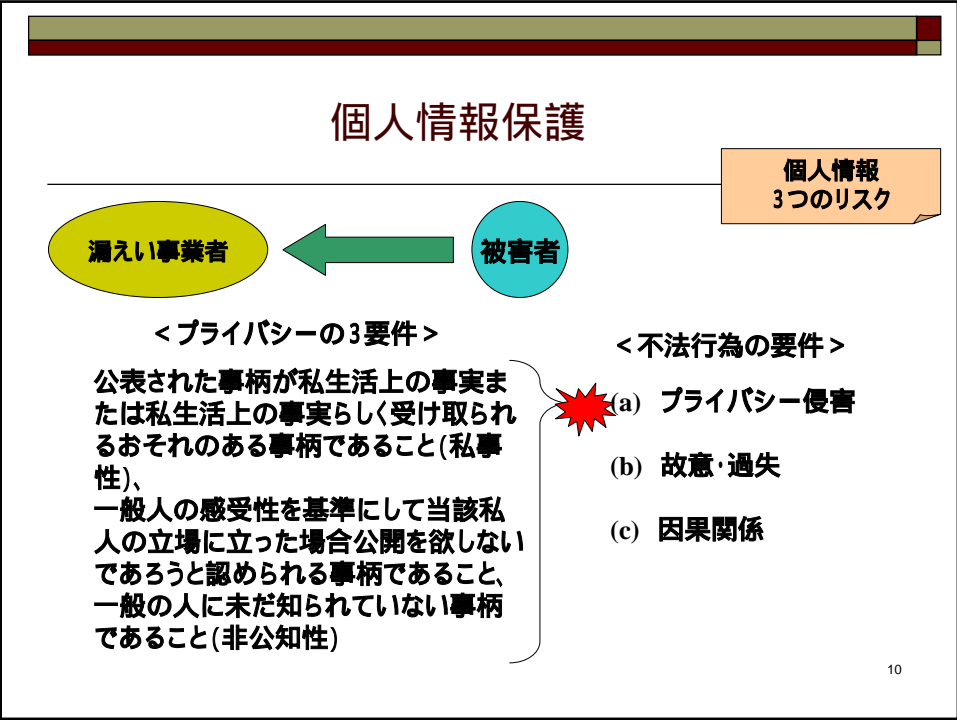
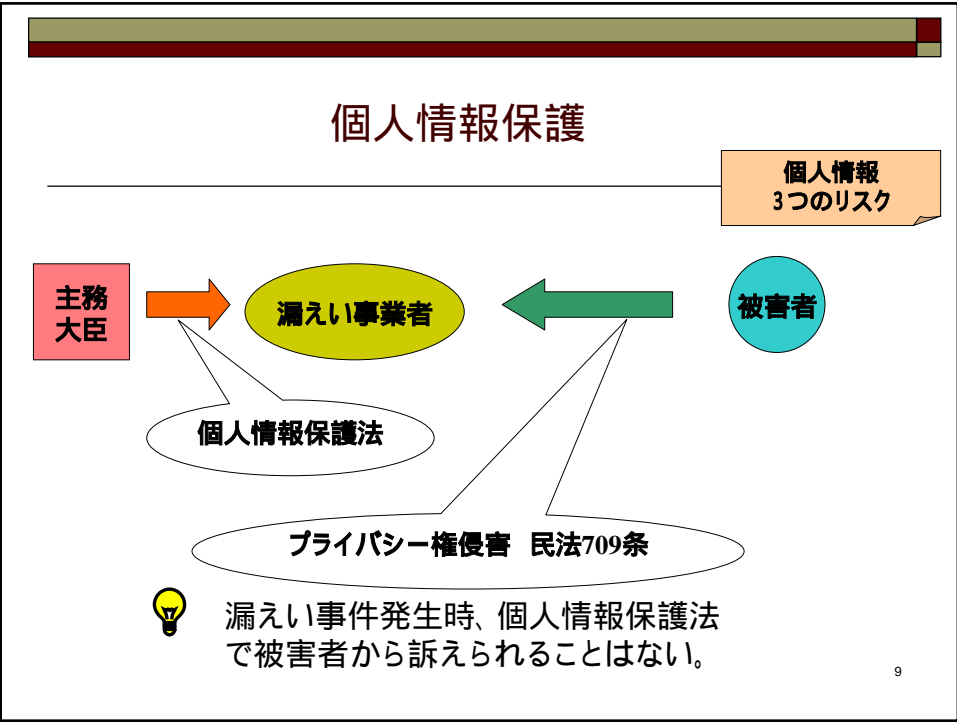
「I」:完全性

7

情報セキュリティと法律

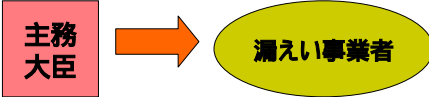
攻撃者の責任に関するもの	管理者の責任に関するもの
<一般法> 不法行為(民法709条)	<一般法> 不法行為(民法709条) 債務不履行(民法415条)
<方法に着目> 不正アクセス禁止法 電子計算機等損壊業務妨害罪	<守秘義務を課すもの> 公務員、医師、弁護士
<情報内容に着目> 不正競争防止法の営業秘密 電気通信事業法の通信の秘密	<安全管理義務を課すもの> 個人情報保護法(20条~22条) 不動産登記法(123条1項)

8



個人情報保護

個人情報
3つのリスク



個人情報保護法のリスク →

- **主務大臣による報告の聴取 (第32条)**
義務規定の施行に必要な場合
- **同 勧告 (第34条)**
個人の権利利益を保護するために必要がある場合
- **同 命令 (第34条)**
正当な理由なく勧告に従わない場合、かつ重大な権利利益の侵害が切迫していると認められるとき
- **罰則 (第56条～第58条)**
報告懈怠、虚偽報告、命令違反がある場合

11

個人情報保護

個人情報
3つのリスク

主務大臣による権限行使の状況 (平成17年度)

主務大臣	行使した権限	根拠条文
金融庁長官	報告の徴収 2件 勧告 1件	第20条 (安全管理措置) 3件 第21条 (従業者の監督) 3件
総務大臣	報告の徴収 48件	第21条 (従業者の監督) 22件 第22条 (委託先の監督) 26件
厚生労働大臣	報告の徴収 1件	第20条 (安全管理措置) 1件 第21条 (従業者の監督) 1件
合計	報告の徴収 計50件 勧告 計1件	第20条 計3件 第21条 計25件 第22条 計26件

内閣府「個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」



リスクはこれだけか？

12

BBテクノロジー事件

個人情報
3つのリスク

- 04/1/23 会員の個人情報242件の社外流出を発表。
- 2/11 400万件流出の報道。
- 2/25 総務省が漏えい事業者に行政指導検討を発表。
- 2/25 ユーザーにお詫びメール、相談窓口も設置。
- 2/27 漏えい事業者に問い合わせ殺到、2日間で5100件。
- 2/27 社長が謝罪。流出データは450万人分を確認。
- 4/14 総務省が行政指導。
- 6/18 全顧客情報600万人分の流出、通信記録の流出が判明。
総務省、業務改善命令の可能性を示唆
- 06/5/19 大阪地裁判決 5人の被害者に対し一人あたり6000円の損害賠償

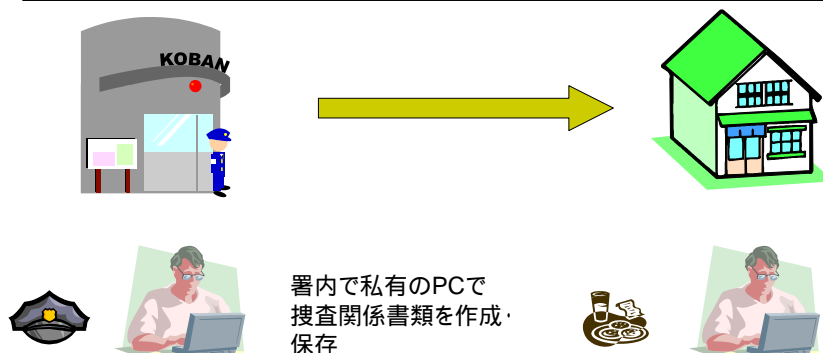
大手
プロード
バンド
顧客
情報
流出
事件

日経BP「IT Pro」2004/05/31の記事より抜粋

「社長は「(中略)」と語り、事件の全容が解明したとの考えを示した。全容が解明したことから社長自身の責任問題について話が及ぶと、(中略)、辞任の意向をきっぱりと否定した。」

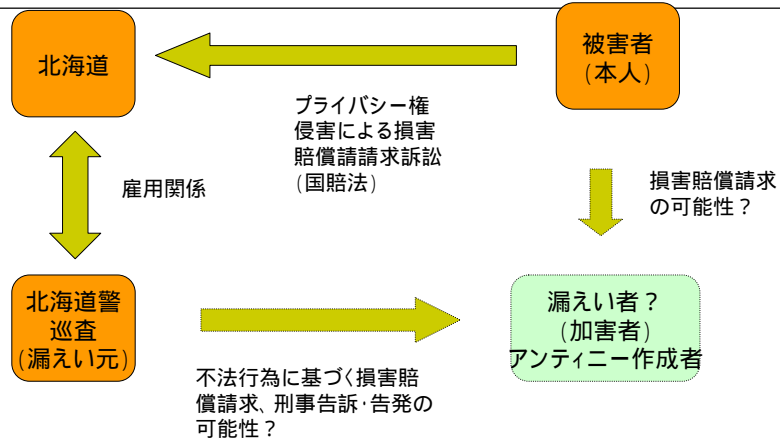
13

北海道警江別署事件



帰宅後、私有PCをインターネットに接続。アンティニーにより漏えい。

北海道警江別署事件



北海道警江別署事件

第1審札幌地裁H17.4.28

一部認容
40万円!

<過失について>

- 北海道警本部長の**通達**
私有PC使用时には責任者の許可を得ること
公務に関する情報を私有PCに保存することは禁止
庁外に持ち出す場合には、公務情報が残っていないことの確認を受けること
- **インターネットにPCを接続したこと**

に違反
通達違反とインターネットへの接続により過失あり!

<職務行為性について>

- 自宅での私有PCのネット接続は私的行為では?

肯定!
捜査関係文書をPCに保存したまま持ち帰り、インターネットに接続した行為は、文書の保存・管理という点で「捜査関係文書の作成」という職務行為と一体不可分

北海道警江別署事件

責任なし

第2審札幌高裁H17.11.11

<過失について>

- 北海道警本部長の通達
- インターネットにPCを接続したこと

通達が守られていないなど、管理につき不備はあったが、アンティニーGについての情報は一般には広まっていなかった等の事情から、本件捜査情報がインターネットを通じて流出するという結果について予見可能性はあったとはいえない 過失なし!

<職務行為性について>

- 自宅での私有PCのネット接続は私的行為では?

否定!
非番時に自宅においてインターネットに接続する行為は私的行為

ご参考
NBL813本判決評釈
岡村久道

漏えい時の対応

本人への通知

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">□ 通知の適否 必須□ 通知時期
通知の趣旨は、一次被害の事実を知らせ、二次被害を防止することなので、事実確認後直ちに。□ 通知対象者の範囲
はっきりしない場合は、可能性の否定できない範囲で全員に。
さらにはっきりせず、全員に個別通知できたことの確信が持てなければ、公表 | <ul style="list-style-type: none">□ 通知内容<ul style="list-style-type: none">✓ 事実関係を簡潔に。確定的事実と可能性を書き分ける✓ 謝罪✓ 二次被害についての注意喚起(最重要)✓ 原因究明・再発防止(今後はPCを持ち帰らせません。)✓ お問い合わせ窓口 |
|---|--|

漏えい時の対応

主務大臣への報告

□ 報告の適否

小規模でもやった方が安全

□ 報告時期

金融分野GL、総務省GLでは、「直ちに」(努力義務)。
法32条で報告を求められたらもちろん迅速に対応する。

□ 報告内容

本人に対する通知内容と同じ。ただし、通知・公表をした場合には、その旨も報告。犯罪被害による流出である場合には、警察に被害申告を行った事実も。

19

漏えい時の対応

公表(i)

□ 公表の適否

「基本方針」には、「可能な限り事実関係を公表することが重要である」とあるが、なんでもかんでもというわけではない。

「基本方針」は、公表の目的を「二次被害の防止・類似事案の発生回避」としているのだから、ここから考える。

類似事案の発生回避とは、未知の手口による場合などに公表によって警鐘を鳴らす趣旨なので、個別通知が完了し、手段も既知である場合には、公表不要との判断もありうる。あとは、レピュテーションリスクの管理の観点から判断 例：

- a. マスコミ報道が先行して対応が後手に回っているような印象を与えないか
- b. マスコミ報道や2chで誤報がなされており訂正する必要があるか
- c. なんらかの事情で事実隠蔽の汚名を着せられないか

20

漏えい時の対応

公表(ii)

□ 公表時期

以下の観点から決する。

- a 大量の問い合わせに対応する体制が整備できているか。
具体的には 想定問答集の作成、専用窓口設置(コールセンター)、マスコミ対応窓口(広報担当)、その他の部署への周知
 - b その他の事情
たとえば 上場企業であれば、証取法上の適時開示、刑事事件になりうる場合には捜査の密行性との関係、潜在的被害者への通知の代替手段である場合には早める
- 統計的に多いのは、数日後。**

□ 公表方法

ウェブサイトへの掲載
+
プレスリリース

漏えい時の対応

公表(iii)

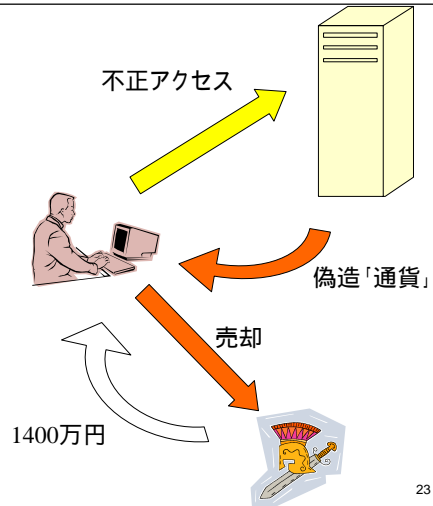
□ 公表内容

- 基本的には通知と同じだが、投資家、マスコミ、一般市民、従業員などのステークホルダーが知りたいのは、
 - a 流出の規模
 - b 会社のリスク
 - c ステークホルダーへの影響であることに注意。(つまり判明している流出件数は必須。「」件の流出が確定しております。最大 件の流出が疑われております。)
- 具体性については、配慮が必要。原則として、具体的に書くべきだが、PC盗難など金品目当ての犯人に、暗号化されている個人情報の金銭的価値について教えることは得策ではない。
- 必要に応じて証券市場への適時開示も
迷ったら適時開示したほうが安全。

④ 一部引用 NBL808-812 「個人情報流出対応にみる実践的リスクマネジメント」
大塚和成/竹内朗/田中克幸/鶴巻暁

RMTに関連する問題

- 本年7月、大手オンラインゲーム会社の従業員が、上司のIDとパスワードでゲームデータを管理しているサーバにアクセスし、ゲーム内通貨を「偽造」、RMT業者に売却して1400万円の対価を得ていた。
- 犯人は不正アクセス禁止法違反の容疑で逮捕され、懲戒解雇
- その量は、実際にゲーム内で流通していた通貨の5～15%もあり、会社がゲーム内のマネーサプライの異常な増加を検知したのをきっかけに、犯行が発覚した。



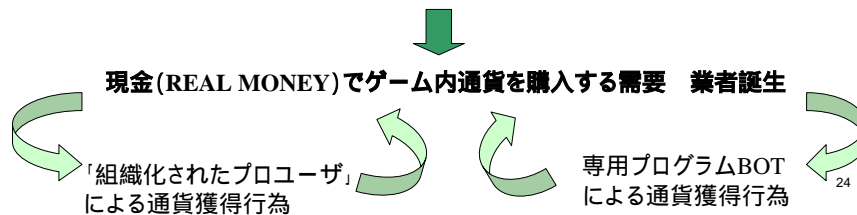
23

RMTに関連する問題



RMTとは何か

- 多人数同時参加型オンラインRPG (MMORPG) 内には、財の生産や交換、通貨が存在する。通貨は財の販売やモンスターを倒すことによって獲得できる。
- プレイヤーは通貨によって武器などの装備を購入する。ハイレベルの装備は高価だがあれば快適。
- ハイレベルの装備を購入するための通貨の獲得には通常長時間がかかる。



24

著作権(知的財産権)のリスク

25

なぜリスクなのか

なぜ
「著作権のリスク」
なのか？

- デジタル情報の特徴
複製容易 + 劣化なし
- ネットワークの特徴
流通容易 + 匿名性



違法な複製・処分の誘惑

- 著作権法の特徴 難解



いいことと悪いことの境界が
分からない

26

著作権に関するQ&A

Q:
著作権はいつ発生しますか？

A:
a 著作物ができたとき
b 著作権登録をしたとき

27

著作権に関するQ&A

著作権の帰属 1
Q:
著作権は発生した時に
おいて誰のものですか？

A:
著作者(著作物を創った
人)

28

著作権に関するQ&A

著作権の帰属 2

Q:

開発業務委託契約に基づいて作成されたプログラムの著作権は最初に誰に帰属しますか？

A:

- a プログラマー
- b プログラマーを雇っているベンダー企業
- c お金を払う発注者
- d 前払いの場合のみ発注者

29

著作権に関するQ&A

著作権法第15条

(職務上作成する著作物の著作者)

- 1 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。
- 2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(翻訳)

- 1項 法人のイニシアティブで法人の従業員等が作ることになった著作物が法人名で公開される場合には、特に決め事のない限り、著作者は、従業員等ではなくて法人である(プログラムを除く)。
- 2項 法人のイニシアティブで法人の従業員等が作ることになったプログラムについては、特に決め事のない限り、著作者は、従業員等ではなくて法人である。

30

著作権に関するQ&A


- Q よそのサイトから写真一枚だけ貰ってきてもいいですか？
- Q 同業他社がうまい宣伝文句を使っているのですが、非常に短いから大丈夫？
- Q うちが営利目的ではないので、よそのものを貰ってもいいのでは？
- Q 「どこどこから貰いました」というクレジットをつければいいのでは？
- Q 元々はうちが委託を受けて作ったものの一部なので…
- Q 役所の公開資料は？
- Q 「てにをは」を変えれば？
- Q プログラムのコードは、他所のものを普通に使っていますが…



複製権、送信可能化権の侵害となり得ます。
貰うのは了解を得てからにしましょう。

31

著作権に関するQ&A

- Q リンクを張るのはどうですか？
リンクの態様によっては著作権侵害が生じるとする見解もあるがあくまでも少数説。リンクの態様によっては不正競争防止法違反等に。
- Q 見出しだけなら…
知財高裁平成17年10月6日判決  著作権否定・不法行為肯定
「見出しは、控訴人の多大の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものといえること、著作権法による保護の下にあるとまでは認められないものの、相応の苦勞・工夫により作成されたものであって、簡潔な表現により、それ自体から報道される事件等のニュースの概要について一応の理解ができるようになっていること、見出しのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があることなどに照らせば、見出しは、法的保護に値する利益となり得るものというべきである。」

32

RMTと著作権侵害

- そもそもゲーム内通貨を売ったり買ったりは著作権を侵害しないのか。
- ゲーム内通貨偽造の場合はどうか。
- パラメータの変更と著作権侵害



装備A:100
装備B:300
お金:100



装備A:250
装備B:100
お金:10000



「ときめきメモリアル」事件 最高裁H13.2.13

- パラメータはゲームのプログラムに含まれるものではなく、それ自体プログラムでもない。
- 動画やストーリーの結合体としての「ゲーム映像」の同一性を侵害



装備A:100
装備B:300
お金:10100



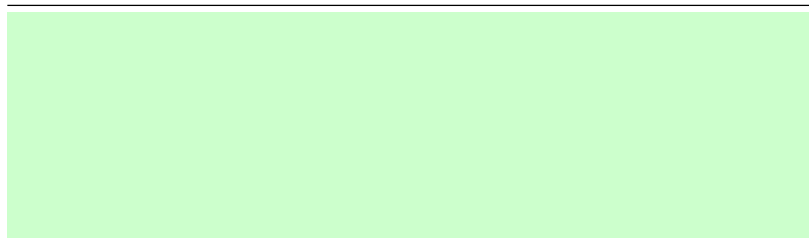
装備A:250
装備B:100
お金:0



- オンラインゲームでも同様に考えられるのかは疑問

33

消費者・ユーザー保護のリスク



34

Web通販の積極的広告規制

特商法第11条、特商規則8条

- 価格(送料も) •指定商品、指定権利、指定役務の広告
•省略できる場合あり
- 支払の時期及び方法
- 商品の引渡時期
- 返品の特約(その特約がない場合には、その旨)
- その他

事業者の氏名/名称、住所、電話番号 代表者名・責任者名

申込みの有効期限があるときは、その期限 価格・送料以外の付帯的費用

商品に隠れた瑕疵がある場合の事業者の責任(規定がある場合のみ)

ソフトウェアを使用するための動作環境 商品の販売数量の制限その他の特別

の販売条件 広告の表示事項の一部を表示しない場合に、消費者がそれらを記載した書面を請求する場合の費用負担(消費者に負担させる場合のみ)

詳しくは「特定商取引に関する法律等の施行について」(通達)

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/tokushoho/kaisei2004/tsuutatsu.pdf>

35

Web通販の積極的広告規制

販売業者	ECOMかに屋	お支払い方法	クレジットカード、銀行振込、郵便振替、代引、電子決済、コンビニ決済。お支払い手数料はお客様にてご負担ください
運営会社	ECOMショップ株式会社(架空の会社です)	お支払い期限	お振込の場合は、商品到着後1週間以内にお願います。
事業責任者	太郎	返品、返品期限	生鮮品は、納品より2日以内。但し生鮮品以外は7日以内とします。
所在地	東京都港区芝公園 丁目番 号 電話番号 Fax番号 03-0000-0000、03-0000-0000	返品送料	不良品の交換は当店負担とさせていただきます。但しお客様都合の場合はお客様ご負担とさせていただきます。
商品代金以外の必要料金	消費税相当額、送料、決済手数料	瑕疵がある場合の特約	なし 36
申込の有効期限	在庫表示を参照		
交換	不良品は、同等商品と交換又はご希望により返金します。		
販売数量	サイトに表示。なお数量に限りがある場合は数量も表示します。		
引き渡し時期	ご注文から原則3日以内にご指定日時に発送。なお不漁、在庫僅少の場合は入荷次第となります。		

電子メール広告の積極的広告規制

特定商取引法 販売者の規制	特定電子メール送信適正化法 送信者の規制
「未承諾広告」	「未承諾広告」
事業者： (氏名or名称)	送信者： (氏名or名称)
事業者のメールアドレス	電子メールの送信に用いられる電話番号
相手方が電子メール広告の提供を希望しない旨の意思表示をするための方法 (受信拒否の通知アドレス)	相手方が電子メール広告の提供を希望しない旨の意思表示をするための方法 (受信拒否の通知アドレス)
Web広告の表示義務事項	

- 指定商品、指定権利、指定役務の広告
- 省略できる場合あり

37

消極的表示義務

「こういう広告はいけません」

- 以下についての誇大広告(特商法12条、省令11条)
商品の性能・品質・効能、役務・権利の内容・効果
引渡し後の引取り・返品
事業者・商品・役務が、国や著名人と関係があること
原産地・製造地・製造社名
・価格(送料も) ・支払時期と方法 ・引渡時期 ・返品の特約
- 景表法の不当表示(実際よりも品質・価格等がよいように感じられる表示、景表法4条)

38

消極的表示義務

「こういう表示もいけません」

(特商法14条、特商規則16条)

- クリックが当該電子契約の申込みとなることが、消費者にすぐわかるように表示しないこと。
- 消費者が申し込み内容を簡単に確認し、訂正できるように措置していないこと

39

Webサイトの利用規約の有効性

【問題点】

インターネット通販、インターネット・オークションなど様々なインターネット取引を行うウェブサイトには、サイト利用規約が掲載されていることが一般的であるが、サイト利用規約は利用者に対して法的な拘束力を持つのか。

サイト利用規約の見せ方、同意の取り方には、多くのパターンがある。

- 規約へのリンクを張っているだけ
- 画面下部に規約を表示(スクロール)
- 規約を表示した上で、ラジオボタンなどで同意クリックをさせる。



どれでもいいのか？

40

Webサイトの利用規約の有効性

一般論としては、利用者がサイト規約に同意していればいいということに尽きる。



読んだかどうかで決まるか？
読んでないのに同意したということがあるのか？



利用者は通常規約を読まないし、読んだかどうかを立証するのは不可能。



「読んでない」「知らない」と言わせないためには、どの程度やればいいのかという問題

41

Webサイトの利用規約の有効性

「『見えやすいところ』では不十分」

「電子商取引等に関する準則」p 6

(サイト利用規約が契約条件に組み込まれると認められる場合)

ウェブサイトで行う取引に必ずサイト利用規約が明瞭に表示され、かつ取引実行の条件としてサイト利用規約への同意クリックが必要とされている場合

(サイト利用規約が契約条件に組み込まれるか否かに疑問が残る場合)

ウェブサイト中の利用者が必ず気が付くであろう場所にサイト利用規約が掲載されている(例えば取引の申込み画面にサイト利用規約へのリンクが目立つ形で張られているなど)が、サイト利用規約への同意クリックまでは要求されていない場合

42

利用者の操作ミスと錯誤

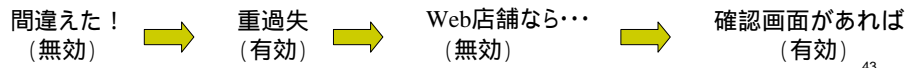
「確認画面がないと『無効』のおそれ」

民法95条

重大な錯誤がある場合には、意思表示は無効。**ただし**重大な過失がある場合には、無効にならない。

電子消費者契約法3条

消費者が行う電子消費者契約の申込で、消費者が操作を間違っ
て申し込んだような場合には、民法95条の**ただし書き**は適用しない。**ただし**、
確認画面を設けている場合は別。



43

消費者契約法

「一方的に有利な内容の規定は無効です」

消費者契約法8条

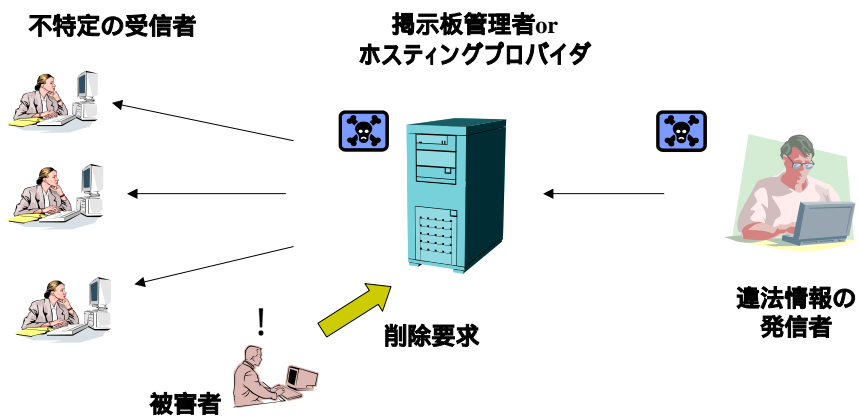
- 「事業者に落ち度がある場合でも消費者に生じた損害について、事業者は責任を負わないものとします。」
債務不履行・不法行為で「一切」「あらゆる」はダメ
- 「消費者の損害につき、事業者に重過失がある場合でも、商品の代金を超える損害については、事業者は責任を負わないものとします。」
債務不履行・不法行為で「重過失」については一部でもダメ
- 「事業者は、一切の瑕疵担保責任を負いません」
瑕疵担保責任で「一切」「あらゆる」はダメ。ただし、事業者が交換・修理することになっていればOK
- 高額な損害賠償の予定、年14.6%を超える遅延損害金はダメ
- 消費者の利益を一方的に害するものはダメ

44

違法情報媒介のリスク

45

違法情報(民事)



46

違法情報(民事)

典型例1 - ウェブホスティング

- ・ プロバイダのホスティングサービスの会員が自分のウェブサイトに 情報をアップロード
Aさんの住所・氏名(真実)
「Aさんはかつて職場の同僚の女性に対するストーカー行為で逮捕されたことがある」(ウソ)
- ・ 発見したAさんが…
プロバイダを提訴
プロバイダに対して送信停止の要請をし、プロバイダが対応しないので提訴
プロバイダが要請に応じたところ、逆に会員から提訴。

典型例2 - 掲示板

- ・ 個人が管理する掲示板に何者かがの情報をアップロード
Aさんの住所・氏名(以下、同左)…
- ・ 発見したAさんが…
掲示板管理者を提訴。
掲示板管理者に対して削除の要請をし、掲示板管理者が対応しないので提訴。
掲示板管理者が要請に応じたところ、逆に書き込みをした者から提訴。

47

違法情報(民事)

削除・放置
2つのリスク

2つの責任の可能性

A

放置した場合、被害者  に対し

違法情報を発信・拡散したことに基づく不法行為責任

B

削除した場合、発信者  に対し

表現の自由の侵害等に基づく不法行為責任

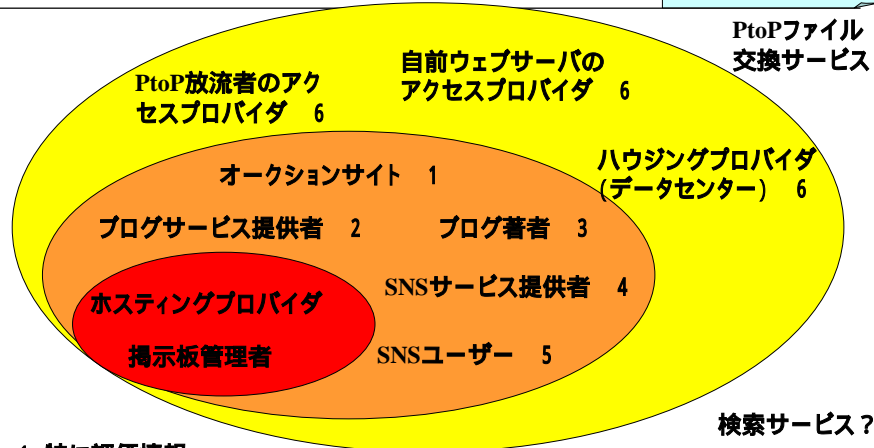
(ホスティングプロバイダの場合)ホスティングサービス契約に基づく債務不履行責任



48

違法情報(民事)

リスクの長い腕



- 1:特に評価情報
 2:ホスティングプロバイダと同じ
 3:コメント欄の違法情報
 4:公開範囲は問題
 5:コメント欄の違法情報×公開範囲は問題
 6:アクセス提供でも有責?

違法情報(民事)

責任制限法の構造

第1条(趣旨)

この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の**損害賠償責任の制限**及び**発信者情報の開示を請求する権利**につき定めるものとする。

第2条(定義)

特定電気通信:

不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信

該当する例: 掲示板の書き込み、ウェブサイト上の情報、PtoPファイル交換ソフトで放流される情報

該当しない例: メール(現在の総務省解釈では迷惑メールも)

違法情報(民事)

責任制限法の構造

第2条(定義)続き

特定電気通信役務提供者:

掲示板管理者、ホスティング・サービスプロバイダ

(複雑な文言のため、何が特定～かはっきりしない)

第3条(損害賠償責任の制限)

略

第4条(発信者情報の開示請求等)

略

51

違法情報(民事)

責任制限法の免責

<誤って防止措置をしない場合>

送信防止が技術的に可能かつ(情報の流通and権利侵害の両方を知っていた)

送信防止が技術的に可能かつ(情報の流通を知っていてand権利侵害を知ることができたと認めるにたりる相当の理由あり)

プロバイダ = 発信者の場合



のどれかである場合以外免責。


知らなければ、知らないこと(理由を問わず免責)

<誤って防止措置をした場合>

必要な限度での措置

他人の権利が不当に侵害されると信じるに足りる相当の理由あり

発信者に対する意見照会到達後7日を経過しても防止措置に同意しない旨の申出が来ない

x or x  であれば免責。



52

不法行為・契約責任の成立範囲も等しく責任範囲を画することに注意

違法情報(民事)-放置のリスク

都立大事件

<事実>

1. 自治会を名乗る2つの学生グループが対立し、衝突、双方複数の学生が受傷。グループの一方が大学が管理するサーバでホスティングをうける自分たちのサイトに他方を批判する書き込み。
2. 批判されたグループのメンバーが批判者と大学を提訴。大学に対しては、「名誉毀損文書の掲載を知った場合には速やかに削除する義務がある」として、損害賠償と謝罪広告を求めた。

東京地判H11.9.24

<争点>

名誉毀損の成否
いかなる場合に削除義務があるか

↓
名誉毀損成立
いかなる場合に削除義務があるかは、「事柄の性質に応じて、条理に従い、個別的ないし典型的に検討すべき」

↓
「名誉毀損文書に該当すること、加害行為の様態が甚しく悪質であることおよび、被害の程度も甚大であること等が一見して明白であるようなきわめて例外的な場合にのみ削除義務を負う」

制限的な基準

削除義務なし

53

違法情報(民事)-放置のリスク

動物病院事件

<事実>

1. 原告は、動物病院とその代表取締役。被告2chにおける書き込みで名誉毀損・誹謗中傷を受ける。
「動物の命よりもまず「金」を要求する」、「過剰診療、誤診、詐欺、知ったかぶり」
2. 原告は削除要請をするが被告は放置。原告は損害賠償・書き込みの削除を求めて被告を提訴

<争点>

1. 被告に削除義務があるか = 義務違反による不法行為が成立するか

被告の主張

公共性 公益目的 真実性がはっきりしない以上、他人の権利を侵害する情報かどうかさえ不明であり、被告が削除義務を負うのはおかしい。

2. 責任制限法3条の免責を受けるか。

原審:東地H14.6.26、控訴審:東高H14.12.25、最判:H17.10.7

54

違法情報(民事)-放置のリスク

動物病院事件

名誉毀損の成立要件

社会的評価の低下

+

<違法性阻却事由>
 ・事実の公共性
 ・目的の公益性
 ・真実or真実と信じるに
 足る相当な理由
 の3つが揃うと違法阻却

立証責任

原告

立証責任とは
 ↓
 ある事実が存
 否不明の場
 合に不利益を
 受ける一方当
 事者の立場

通常は被告

厳密にはこれは故意・
 過失の要素！

55

違法情報(民事)-放置のリスク

動物病院事件

<原審の判断>

不法行為成立 + 3条免責なし

1. 削除義務肯定

被告に削除権限あり
 削除手続きがあるものの基準不明
 アクセスログを保存せず違法な書き込みを
 助長
 常時監視は不可能
 違法阻却事由の有無がはっきりしなければ
 削除されないのでは被害者の保護に
 欠ける。被害者 公共性 公益目的
 真実性の立証責任は被告。

遅くとも名誉毀損の書き込みを知り
 または知り得た場合には直ちに削除
 する等の条理上の義務あり。

広汎な基準



2. 責任制限法施行前ではあるが同法
 の趣旨は十分尊重すべき。
 本件は・技術的に可能×(情報の流
 通and権利侵害の両方を知っていた)
 にあたるため免責なし。

<控訴審の判断> = 原審どおり

1. 不法行為責任について原審を支持。

2. 責任制限法3条の免責を否定。

3条は、プロバイダが他人の権利を侵
 害することを知っていたときはもちろ
 ん、プロバイダが当該情報の流通を知
 り、かつ、通常人の注意をもってすれ
 ばそれが他人の権利を侵害するもの
 であることを知り得たときも責任を免
 れないとする趣旨。

反対解釈！

違法情報(民事)-放置のリスク

DHC事件

<事実>

1. 原告は、化粧品販売製造会社DHCとその代表取締役。被告2chにおける書き込みで名誉毀損・誹謗中傷を受ける。
「家政婦として愛人を募集」、「セクハラ」「女性従業員・女性外注と密接な関係」「博士号を金銭により取得」「スキンケアオヤジ」
2. 原告は削除を命じる仮処分決定を得て間接強制を行うが、その後も書き込みは掲示板に残る。損害賠償(計6億円)・書き込みの削除を求めて被告を提訴

<争点>

1. 被告に削除義務があるか = 義務違反による不法行為が成立するか

新たな被告の主張

真実性が判断できない被告が削除義務を負うことは、真偽不明の段階での削除をもたらし、発信者の表現の自由を制約する

2. 責任制限法3条の免責を受けるか。

東京地裁H15.7.17

57

違法情報(民事)-放置のリスク

DHC事件

<裁判所の判断>

不法行為成立 + 3条免責なし

1. 削除義務肯定
被告に削除権限あり(被害拡大を防ぐことのできる立場にいる)
削除手続きがあるものの基準不明・範囲不相当 有用性に問題
アクセスログを保存せず違法な書き込みを助長
書き込み放置の被害は甚大
管理人の削除しか救済方法のない2chに書き込む以上、真偽不明の削除も発信者の想定範囲内

遅くとも名誉毀損の書き込みを知りまたは知り得た場合には直ちに削除する等の条理上の義務あり。

2. 3条免責否定

「同法3条1項は、インターネット上の電子掲示板の情報の流通により他人の権利が侵害された場合、プロバイダー等が当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、又は、そのような情報の流通を知っている場合であって、これによる他人の権利侵害を知ることができたと認めるに足りる相当な理由があるときでなければ、賠償の責めに任じない旨規定しているのであるが、本件のようにあるスレッドに他人の名誉や信用を毀損する多数の発言が書き込まれているような場合においては、その中の個々の発言を具体的に認識するまでの必要はなく、当該スレッド内に前判示のような危険性を有する発言が存在しているとの認識があれば、他人の権利を侵害するような性質の情報が流通しているとの認識があったといつて差し支えない。」

58

広汎な基準

違法情報(民事)-放置のリスク

DHC事件

<裁判所の判断>

3条免責なし(つづき)

3条1項の条文構造

- 1号: 「情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき」
- 2号: 「**情報の流通を知っている場合であって**、これによる他人の権利侵害を知ることができたと認めるに足りる相当な理由があるとき」

1号の方に「情報の流通を知っている場合であって」が抜けているのはなぜか？
書くまでもないから！

「その中の個々の発言を具体的に認識するまでの必要はなく、当該スレッド内に前判示のような危険性を有する発言が存在しているとの認識があれば、他人の権利を侵害するような性質の情報が流通しているとの認識があったとって差し支えない。」



表現上は「流通しているとの認識があった」となっているが果たしてこれで具体的な情報流通の認識があったといえるのか。

第一法規「プロパ」ダ責任制限法逐条解説とガイドライン」p30

59

違法情報(民事)-放置のリスク

罪に濡れた二人事件

<事実>

1. 原告は、出版社小学館と漫画家。被告2chに原告が著作権を共有する書籍(漫画に関する対談)の一部が転載された。
2. 原告は被告に対し、電子メールで削除を依頼。特に資料を添付することもなく、削除依頼としてはやや不十分。
3. 被告が応じないため、損害賠償・転載の削除を求めて提訴。

<争点>

1. 転載は著作権侵害か適法な引用か。
2. 原告は自動公衆送信・送信可能化の差止めを請求できるか。
3. 削除しなかったことについて損害賠償責任を負うか。

原審:東地H16.3.11、控訴審:東高H17.3.3

60

違法情報(民事)-放置のリスク

罪に濡れた二人事件

<原審の判断>

= 損害賠償・差し止め共に棄却

1. 転載は著作権侵害にあたる。
2. 差し止め不可。
 - 差止請求の相手方は現に侵害行為を行うか行うおそれのあるものに限られる。本件では侵害行為を行うのは発信者であって被告ではない。
 - ちなみに(傍論として)責任制限法3条2項の免責要件は～。
本件は、免責要件のいずれにもあたらないので免責を受けない。責任追及を受けるおそれなしとしない状況下では送信を止める条理上の義務もない。

3. 損害賠償責任なし。

- 掲示板管理者やホスティングサービス事業者は、他人の送信する情報を媒介するだけであり、情報が著作権侵害であっても、**発信者である場合を除き特段の事情がない限り防止措置を講じるべき作為義務を負わない。**
★**制限的な基準**
- 本件の削除要請は、真正な著作権者からの申告かどうかも分からない。
- **ちなみに(傍論)**責任制限法3条1項の免責要件は～
本件は、**、**のいずれでもなく、免責される(発信者でないこと は当然)。

61

違法情報(民事)-放置のリスク

罪に濡れた二人事件

<控訴審の判断>

= 損害賠償・差し止め共に認容

1. 転載は著作権侵害にあたる。
2. 差し止め可。
差止請求の相手方を限定すべきか否かについての議論はなされていない。

SNSの直面する問題

権利者からの削除要請を受けることができない。

十分な被害申告がなくても他の事情から権利侵害が極めて明白となることがありうる。

3. 損害賠償責任あり。

- **匿名掲示板の管理者は、「著作権侵害であることが極めて明白なときには当該発言を直ちに削除するなど、速やかにこれに対処すべき。」**
★**制限的な基準**
- 削除要請における特定性等の問題はさておき、掲示板自体を見れば著作権侵害であることは極めて明白。

「脱字?と思われる箇所がいくつかあったのですが、そのままうぶします。」
「>492ほんっとありがとう。しかも忠実に・・・。」

4. 責任制限法に対する言及なし

62

違法情報(民事)-放置のリスク

罪に濡れた二人事件

< 控訴審の問題点・・・匿名性 >

- 削除義務の基準は、「匿名掲示板の管理者」を名宛人としていることに注意。

本件管理者の主張:

動物病院事件、DHC事件の頃とは異なり、IPアドレスを保存して発信者の責任追及の可能性を残しており、「匿名掲示板管理者は」みたいな責任の負われ方は心外

控訴審判決:

「IPアドレスによって特定されるのは当該発言がいずれのプロバイダーから発信されたかにとどまり、発言者までの特定は当該プロバイダーが厳格に管理している個人情報を得て初めて可能になるものである」



これはさすがに妙な話・・・



では、IPアドレスの保存によってニュートラルな掲示板になったのか？



端的に違法情報に対する積極的な関与の有無を問題にすべき。

63

違法情報(民事)-放置のリスク

判例比較 2つの基準

< 責任を広く認める基準 >

- 動物病院事件 (2chで誹謗中傷 東地 H14.6.26、東高H14.12.25、最判17.10.7)
「遅くとも本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを知り、又は、知り得た場合には、直ちに削除するなどの措置を講ずべき条理上の義務を負っているものというべきである。」
- MILKCAFE事件 (匿名掲示板で誹謗中傷 東地H16.5.18)
「原告らの名誉等を侵害する書き込みがなされたことを知り、または知り得た時には、削除義務違反を理由とする損害賠償義務を負うものというべき」
- DHC事件 (2chで誹謗中傷 東地 H15.7.17)
「本件ホームページにおいて他人の名誉や信用を毀損する発言が書き込まれたことを知り、又は、知り得た場合には、直ちに当該発言を削除すべき条理上の義務を負っているものというべきである。」



違法な情報を知りまたは知り得た場合には直ちに削除する義務あり

64

違法情報(民事)-放置のリスク

判例比較
2つの基準

<責任を制限的に認める基準>

- 都立大事件(大学のウェブホスティングで誹謗中傷 東地H11.9.24)

「名誉毀損文書に該当すること、加害行為の様態が甚しく悪質であることおよび、被害の程度も甚大であること等が一見して明白であるようなきわめて例外的な場合にのみ削除義務を負う」

- 小学館事件(同上 東高H17.3.3)

「著作権侵害となる書き込みがあった際には、これに対し適切な是正措置を速やかに取る態勢で臨むべき義務がある。掲示板運営者は、(中略)、著作権侵害であることが極めて明白なときには当該発言を直ちに削除するなど、速やかにこれに対処すべきものである」

- 小学館事件(2chで著作権侵害、東地H16.3.11)

「発信者である場合を除き特段の事情がない限り防止措置を講じるべき作為義務を負わない。」

プロバイダが発信者である場合or違法性・権利侵害等が一見して/極めて明白でない限り、削除する義務を負わない

65

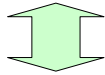
違法情報(民事)-放置のリスク

判例比較
2つの基準

広汎な責任の基準

II

違法な情報を知りまたは知り得た場合には直ちに削除する義務あり



制限的な責任の基準

II

プロバイダが発信者である場合or違法性・権利侵害等が一見して/極めて明白でない限り、削除する義務を負わない

2つの基準の違い...



前者の基準では、違法な情報の存在を知っていたか知る可能性があった場合には直ちに削除する義務が生じるため、削除要請にかかる情報が結果的に違法であった場合には、原則としてプロバイダは責任を負うことになる。

後者の基準では、明らかにひどい場合でない限り責任を負わないため、違法なコンテンツに対する特殊な偏向をもたないホスティング・プロバイダや掲示板が責任を負う場面は極めて限定的である。

66

違法情報(民事)-放置のリスク

判例比較
2つの基準

事件名	ネットワーク特性	侵害利益	削除義務発生の基準
ニフティ現代思想フォーラム事件(原審) 東京地裁 H9.5.26	ニフティ・フォーラム 	名誉毀損	[シスオペについて] 違法な発言を知ったときから条理上の削除義務を負う。
都立大事件 東京地裁 H11.9.24	ウェブ・ホスティング	名誉毀損	名誉毀損文書に該当すること、加害行為の様態が甚しく悪質であることおよび、被害の程度も甚大であること等が一見して明白であるような旨をわめて例外的な場合にのみ削除義務を負う。
ニフティ現代思想フォーラム事件(控訴審) 東京高裁 H13.9.5	ニフティ・フォーラム 	名誉毀損	[シスオペについて]フォーラムの円滑な運営及び管理というシスオペの契約上託された権限を行使する上で必要であり、標的とされた者がフォーラムにおいて自己を守るための有効な救済手段を有しておらず、会員等からの指摘等に基づき対策を講じても、なお奏功しない場合



違法情報(民事)-放置のリスク

判例比較
2つの基準

事件名	ネットワーク特性	侵害利益	削除義務発生の基準
動物病院事件(原審) 東京地裁 H14.6.26	匿名掲示板	名誉毀損	遅くとも名誉毀損の書き込みを知りまたは知り得た場合には直ちに削除する等の条理上の義務あり。
動物病院事件(控訴審) 東京高裁 H14.12.25	匿名掲示板	名誉毀損	同上 責任制限法第3条1項にも言及し、同項の免責を否定。最:決平成17.10.7により上告棄却。
小学館事件(原審) 東京地裁 H16.3.11	匿名掲示板	著作権	発信者である場合を除き特段の事情がない限り防止措置を講じるべき作為義務を負わない。

違法情報(民事)-放置のリスク


判例比較
2つの基準

事件名	ネットワーク特性	侵害利益	削除義務発生の基準
DHC事件 東京地裁 H15.7.17	匿名掲示板	名誉毀損	遅くとも名誉毀損の書き込みを知りまたは知り得た場合には直ちに削除する等の条理上の義務あり。
ファイルログ事件(中間判決)東京地裁H15.1.29	PtoPファイル交換 	著作権	被告の行為の内容・性質、利用者の有する送信可能化状態に対する被告の管理・支配の程度、被告の行為によって受ける同被告の利益の状況等を総合斟酌して判断すべきである。
ファイルログ事件(終局判決)東京地裁H15.12.17	PtoPファイル交換 	著作権	(中間判決に同じ)

69

違法情報(民事)-放置のリスク

判例比較
2つの基準

事件名	ネットワーク特性	侵害利益	削除義務発生の基準
小学館事件 (控訴審) 東京高裁 H17.3.3	匿名掲示板	著作権	匿名掲示板の管理者は、著作権侵害となるような書き込みをしないよう、適切な注意事項を適宜な方法で案内するなどの事前の対策を講じるだけでなく、著作権侵害となる書き込みがあった際には、これに対し適切な是正措置を速やかに取る態勢で臨むべき義務がある。掲示板運営者は、(中略)、著作権侵害であることが極めて明白なときには当該発言を直ちに削除するなど、速やかにこれに対処すべきものである
ファイルログ事件 (控訴審) 東京高裁 H17.3.31	PtoPファイル交換 	著作権	原審に同じ

70

違法情報(民事)-放置のリスク

小括

- 削除義務に関する2つの基準
 - 匿名性の強調
小学館事件控訴審のインパクト
IPアドレスを保存していても「匿名掲示板」扱いとなる。基準は、「権利侵害が明白な場合」と制限的ではあるが、比較的簡単に削除義務違反が認められる傾向が広まりかねない。
 - ユーザー情報を持たない無料サービスの危険性
IPアドレスを保存する2ちゃんねるよりも発信者特定の困難なものはすべて「匿名性」あり、発信者と契約関係にあることから、とれるはずのものをとらなかったということで、さらに厳しい責任を負う可能性も・・・
- ↓ リスク回避策は？
- ユーザー情報を持つという意外な？選択肢(真に安全なコミュニティとは・・・)
 - 迷ったら削除

71

違法情報(民事)-削除のリスク

スライド6 - 削除する・しない2つのリスク

B

削除した場合、発信者  に対し

表現の自由の侵害等に基づく不法行為責任

(ホスティングプロバイダの場合)ホスティングサービス契約に基づく債務不履行責任

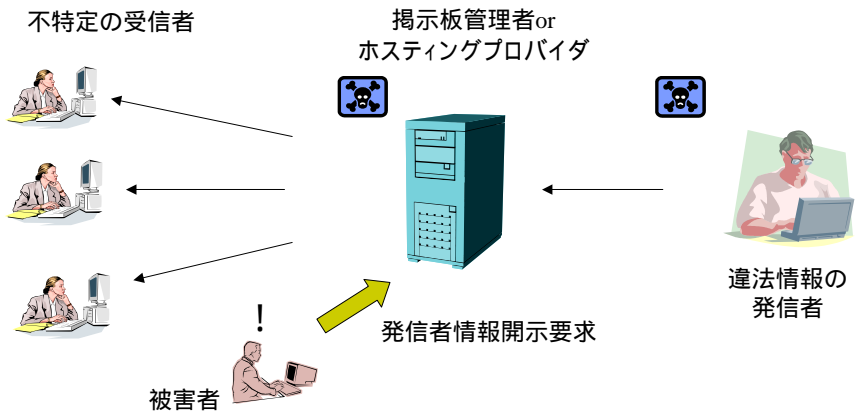
を負うはず・・・

しかしここまでの裁判例は

なし

72

発信者情報開示の基本



73

発信者情報開示の基本

典型例1 - ウェブホスティング

- ・ プロバイダのホスティングサービスの会員が自分のウェブサイトに違法情報をアップロード

ウェブサイトのIPアドレスから「Who is検索」を利用してIPアドレス管理者に関する情報を得ることができる。

IPアドレス管理者に対して、発信者情報開示を求める。

典型例2 - 掲示板

- ・ 個人が管理する掲示板に何者かが違法情報をアップロード

発信者 発信者のアクセスプロバイダ(「経由プロバイダ」) 掲示板
 受信者の経路を辿って流通する。発信者を突き止めるためには、被害者はまず の掲示板に書き込みの時刻とIPアドレスを照会し、それを元にIPアドレスを割り振った の経由プロバイダに対して発信者情報開示を求めなければならない。

法の文言からは経由プロバイダを想定していたか疑問も 羽田ターゲットサービス事件 ⁷⁴

発信者情報開示の基本

< 責任制限法以前の考え方 >

発信者情報を開示することはプロバイダによる通信の秘密の侵害となる。

e.g. 裁判所が強制捜査令状を出した場合は例外

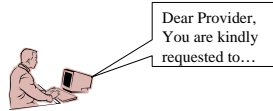
被害者は救済されない・・・



「コフィ」本と雑誌「フォーラム」事件: 責任制限法施行以前、プロバイダの開示義務が認められないかが争われた。

< 責任制限法の考え方 >

一定の場合は、被害者に開示を求める実体的請求権が発生する。



75

発信者情報開示の基本

なぜ開示してはいけないのか？



憲法第21条2項

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

電気通信事業法第4条1項

電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

憲法:

本来手紙等に関する規定。
匿名表現の自由は一定限度で保護される。

電気通信事業法:

通信内容のみならず、受発信の場所や発信者の氏名なども通信の秘密とされている。

76

発信者情報開示の基本

責任制限法
の構造

第1条(趣旨)

この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の**損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利**につき定めるものとする。

第2条(定義)

特定電気通信：

不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信

該当する例： 掲示板の書き込み、ウェブサイト上の情報、PtoPファイル交換ソフトで放流される情報

該当しない例： メール(現在の総務省解釈では迷惑メールも)

77

発信者情報開示の基本

責任制限法
の構造

第2条(定義) 続き

特定電気通信役務提供者：

掲示板管理者、ホスティング・サービスプロバイダ

(複雑な文言のため、何が特定～かはっきりしない)

第3条(損害賠償責任の制限)

略

第4条(発信者情報の開示請求等)

略

発信者情報開示は、本条によって認められた制度


78

発信者情報開示の基本

< 開示請求権の要件 >

権利侵害の明白性
開示の正当理由

両方揃えば・・・

 開示請求権発生

< 意見照会義務 >

開示請求！



プロバイダは発信者に対して意見照会をする義務を負う

「開示してもいいですか？」

< 免責 >

開示の免責 **なし**
誤って開示した場合には通常どおりの責任。

不開示の免責 **軽過失免責**
誤って開示しなかったこと
によって生じた損害について故意・重過失がなければ責任を負わない。



不開示に誘導！

79

錦糸眼科事件

発信者情報開示の判例

< 事実 >

1. 原告は、眼科医院。
2. 発信者は被告プロバイダの掲示板「近視治療について」板で原告の名誉を毀損する書き込みを行う。
「お前のところは、去年3人失明させるだろうが！」
3. 提訴後、被告プロバイダは、発信者の同意を得て原告医院に対して発信者のメールアドレスを開示。これを受けて原告医院が発信者に送信したメールに対し、発信者は謝罪メールを返信し、損害の賠償に関する和解・謝罪広告
4. ところが原告医院と発信者のやりとりにおいて、発信者が原告医院と競合する他の医院の関係会社の従業員であることが判明。原告医院は、発信者の住所・氏名が判明した後も本訴を維持し、IPアドレスとタイムスタンプの開示を請求。

東京地裁H15.3.31

80

発信者情報開示の判例

<争点>

1. 権利侵害の明白性(名誉毀損)
2. 開示の正当理由

<裁判所の判断> = 請求認容

1. 権利侵害の明白性 肯定

名誉毀損の成立要件

- 社会的評価の低下
- 違法阻却事由の不存在

違法性阻却事由の立証責任は、通常被告にあるが、「明白」性が要求されるので、違法阻却事由の不存在の立証責任も原告にある。(ただし右の(故意の要素)についてのみ被告)

違法阻却事由とは

公共の利害に関する事実
and
公益目的
and
真実or '真実であると信じたことについての相当な理由

本件では

社会的評価低下
公共性 目的の公益性 ×
真実性 ×

81

発信者情報開示の判例

<裁判所の判断> 続き

2. 開示の正当理由_ 肯定

□「発信者」が誰であるかを特定する場合には、当該侵害情報を流通過程に置く意思を有していたものは誰かという観点から判断すべきであり、例えば、法人の従業員が業務上送信を行った場合には、当該法人が「発信者」にあたるものと解すべき」

□「原告が既に発信者情報の一部を把握しており、送信行為自体を

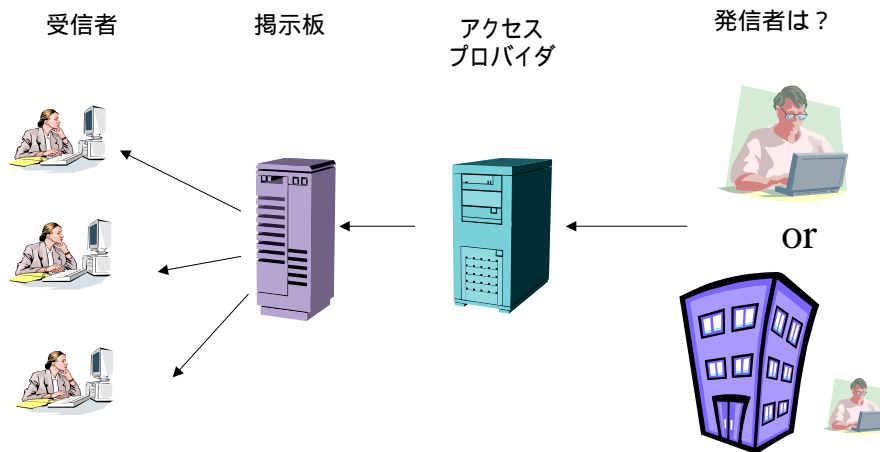
行った者が特定されているような場合であっても、その余の発信者情報の開示を受けることにより、当該侵害情報を流通過程に置く意思を有していた者、すなわち、当該送信行為を行った者以外の「発信者」の存在が明らかになる可能性があるのであるから、原告が当該侵害情報の発信者を特定し、その者に対して損害賠償請求権を行使するためには、上記の総務省令が定めるすべての発信者情報の開示を受けるべき必要性があるものというべきである」

氏名・名称 住所 メールアドレス IPアドレス 送信年月日・時刻

82

錦糸眼科事件

発信者情報開示の判例



83

羽田タートルサービス事件

発信者情報開示の判例

< 事実 >

1. 原告は、アルバイト派遣事業者
2. 発信者は、無料ホスティング事業者のホスティングサービスを受けてWebサイト（本件Webサイト）を開設しており、本件Webサイトにおいて、原告派遣業者の名誉を毀損
「[原告会社]は、(中略)日夜労働者を驚愕の低賃金・奴隷労働で労働者を酷使するどころか、給料債権を平然と踏み倒す事や、偽りの求人情報を求人雑誌に掲載している事が問題となっております」。
3. 原告は、本件無料ホスティング事業者に発信者情報の開示を請求。本件無料ホスティング事業者は、ホスティングサービス利用者の登録情報として保有していたメールアドレス ID パスワードを原告事業者に開示した。
4. 発信者のメールアドレスは、被告プロバイダからインターネット接続サービスの提供を受ける会員のものであった。そこで、原告事業者は、被告プロバイダに対し、本件メールアドレス保有者の氏名、住所および電話番号の開示を請求。被告プロバイダはこれを拒否。

東京地裁H15.4.24

84

羽田タートルサービス事件

発信者情報開示の判例

<争点>

1. 「経由プロバイダ」は、開示関係役務提供者にあたるか。
2. 法の遡及適用があるか(問題の情報は本法施行前に削除)。

<裁判所の判断> = × 請求棄却

1. 経由プロバイダは、開示関係役務提供者にあらず、責任制限法の適用外。
根拠は? 条文の文言

ステップ1

- ・発信者 = 「情報を…に記録し…または入力した者」
- ・特定電気通信 = 「…の送信」

「記録」「入力」「送信」

発信者の行為である「記録」「入力」「送信」と定義される**特定電気通信**

ステップ2

- ・特定電気通信設備 = 「特定電気通信の用に供される設備」
- ・開示関係役務提供者 = 「特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」

開示関係役務提供者であるためには、特定電気通信に設備を提供している必要あり

2. 法の遡及適用なし。こちらだけでも棄却

85

羽田タートルサービス事件

発信者情報開示の判例

プロバイダ責任制限法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(中略)の**送信**(中略)をいう。

特定電気通信設備 **特定電気通信**の用に供される電気通信設備(中略)をいう。

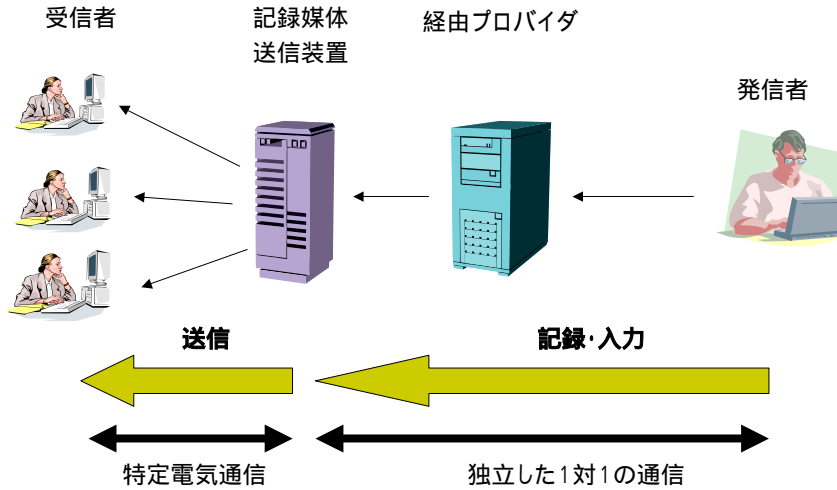
特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他**特定電気通信設備**を他人の通信の**用に供する者**をいう。

発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(中略)に情報を**記録し**、又は当該特定電気通信設備の送信装置(中略)に情報を**入力した者**をいう。

第4条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる**特定電気通信役務提供者**(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(中略)の開示を請求することができる。

羽田タートルサービス事件

発信者情報開示の判例



87

羽田タートルサービス代理人事件

発信者情報開示の判例

<事実>

1. 原告は、羽田タートルサービス事件の代理人弁護士
2. 発信者は、同事件に関連して2chにおいて、原告弁護士の名誉毀損・誹謗中傷を行う
「プロバイダに対して脅迫を行った」「DQN」「あんたそろそろ自分自身にも弁護士をつけた方がいいんじゃない?」「卑怯」
3. 2chは、本件書き込みに関するアクセスログを開示。
4. このアクセスログから、本件発信者は被告の接続サービスのユーザーであることが判明し、原告から被告に対して開示請求。被告は、通信の秘密を厳守すべき通信事業者たる地位にあるため、民事手続おける開示は、本法律に基づく開示を命じる確定判決が存する場合に限られる、との見解を示してこれを拒絶。

<争点>

1. 「経由プロバイダ」は、開示関係役務提供者にあたるか。
2. 権利侵害(名誉毀損・誹謗中傷)の明白性

原審:東地H15.9.17、控訴審:東高H16.1.29

88

羽田タートルサービス
代理人事件

発信者情報開示の判例

< 裁判所の判断 > = 請求認容

1. 経由プロバイダも、開示関係役務提供者であり責任制限法が適用される。

発信者からウェブサーバへの情報の送信は、この部分だけ見れば、1対1の通信となるが、それだけでは独立の通信としての意味を有するものではなく、発信者からウェブサーバへの情報の送信とウェブサーバから不特定多数の者への情報の送信は一体不可分であり、全体として1個の通信を構成すると考えるのが相当。

「本法律には「発信者」についての定義規定はあっても、「送信」及び「発信」に関する定義規定はない。そして、本法律2条各号の規定だけから、本法律が「送信」と「発信」のそれぞれについて、あえて異なった意味付けを与えたとは解されないのであって、被告の主張は採用できない。」

無料掲示板等が、発信者の住所・氏名を把握していることは少ない一方、経由プロバイダは、課金の都合上ほとんど住所・氏名を把握している。開示請求の対象から経由プロバイダを除外し、問題の情報を記録しているサーバ保有者等に限定すれば、発信者の住所・氏名を把握していない者に対して開示を命じることができる一方、情報を保有している者に対しては開示を命じることができない結果になる。

侵害情報は経由プロバイダの設備に記録されず、経由プロバイダは開示の要件具備について十分判断できない。しかし、特段の事情がない限り、裁判外の開示に応じないことについて責任を問われないので問題はない。

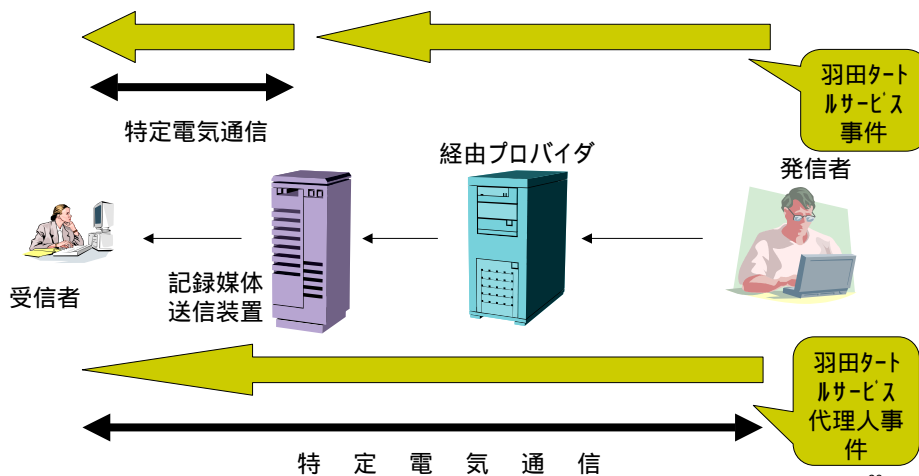
2. 権利侵害の明白性を肯定
社会的評価低下 +
公益性なし 真実性なし

89

被告は控訴!

羽田タートルサービス
代理人事件

発信者情報開示の判例



ハードコム事件

発信者情報開示の判例

< 事実 >

1. 原告は、TBCアンケート回答者
2. 発信者は、PtoPファイル交換ソフトWinMXを用いて漏洩したアンケート回答等を放流。
3. 発信者のIPアドレスから発信者にインターネットアクセスを提供した被告が判明。
4. 被告は、訴訟外の開示請求に対して発信者に対する意見照会(4条照会)を行い、発信者が反対したため開示拒否。

< 争点 >

1. WinMXによるファイル送信は、特定電気通信にあたるか(被告は、1対1の通信であり、あたらないと主張)。
2. 被告は開示関係役務提供者にあたるか(被告は、情報の送信について主体的関与or管理権必要と主張)。
3. 羽田タートルサービス事件における「経由プロバイダ」問題との整合性(なぜ争点に?)
4. 権利侵害(プライバシー侵害)の明白性
5. 開示の正当理由

東京地裁H15.9.12

91

ハードコム事件

発信者情報開示の判例

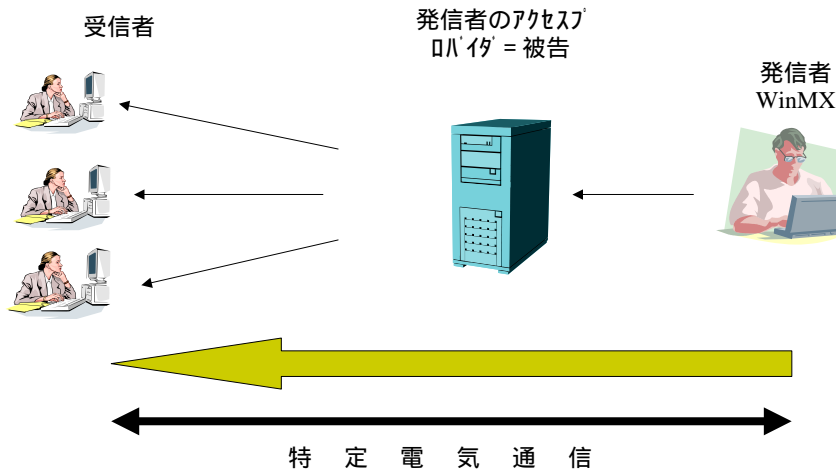
< 裁判所の判断 > = 請求認容

1. WinMXファイル送信は特定電気通信
本件のような原則的な設定の場合、発信者が自己のPC内のWinMX共有フォルダに情報を記録することによって、WinMXユーザーであれば誰でも当該情報を取得することができる状態 = 不特定の者によって受信されることを目的とする状態となったといえる。
なお、現実に情報の送信がなされた時点に基づき、現実としてみれば1対1の通信のように見える点は、特定電気通信の典型例である掲示板の閲覧のような場合でも同じ。「不特定の者によって受信されることを目的とする」か否かは共有フォルダへの記録・送信・受信の全体を観察して判断すべきである。
2. 被告は開示関係役務提供者にあたる。
情報の送信について主体的関与or管理権のある者に限定する文言は見当たらない。また、開示の要件具備の判断ができなくとも、通常裁判外の開示に応じなければ問題は生じない。
3. 羽田タートルサービス事件との整合性は問題とならない。なぜなら同判決はそもそも誤っており、発信者から受信者までの全体を一つの特定電気通信と捉えるべき。
4. 権利侵害の明白性を肯定
プライバシー侵害あり。違法阻却事由なし

92

ワードコム事件

発信者情報開示の判例



93

最近の事件

発信者情報開示の判例

「jtanaka」なりすまし事件

< 事案 >

ヤフーIDとして原告の名前のローマ字インisialと苗字のローマ字表記を結合したものの「j.tanaka」を取得した発信者が、当該IDの公開プロフィールの職業欄に知的障害者、住所欄に精神病院隔離病棟と記載し、さらに原告の携帯電話番号を記載した事件。

< 裁判所の判断 >

- 「j.tanaka」の記載が原告であると特定できるか(原告の権利侵害の前提)。
「j.tanaka」の記載も、携帯電話番号も併せて記載されていること、掲示板利用者の中には「j.tanaka」が原告であると認識したものが複数いたことから、「j.tanaka」が原告であるとの特定はできるとした。

請求認容

東地H16.11.24

□ 名誉毀損

- 社会的評価の低下あり
- 違法性阻却
公益目的、真実などの違法阻却事由は認められない(一言)

□ プライバシー権侵害

- 氏名、携帯電話番号は、本人が自己の欲しない他者にはみだりに開示されたくないと思えることは当然であり、プライバシーの対象。掲示板の場合は特に保護の必要性は高い。氏名がアルファベット標記の場合は、特定可能性が低くなり、そのみではプライバシー侵害とはならないが、携帯電話番号も記載されているからプライバシー権侵害あり。
- 違法阻却については、プライバシー公開の正当な理由があったとは認められない⁹⁴

発信者情報開示の判例

最近の事件

木材防腐処理会社事件

< 事案 >

掲示板「Yahoo!ファイナンス」において発信者が原告代表者の名義を冒用した書き込みを行った事件。スレッドは原告会社の株式についてのもの。書き込みの投稿者欄に表示されるIDに
(原告会社名)-shacho-(原告代表者名)
を使用して、原告のマンション開発計画について「今更、ワンルームマンション、誤った新規事業、最低」の書き込み

< 争点 >

権利侵害があるか？

名古屋地裁H17.1.21

「冒用者が発信したメッセージの内容に関わりなく、主体の誤認があれば権利侵害が生じうる」との考え方!!

< 裁判所の判断 >

- なりすましの結果、非冒用者が当該表現の主体であると誤認されること自体により、名誉、信用、プライバシー権、人格権が害されうる場合がある。
- そのような権利侵害が発生するためには、「通常の判断能力を有する一般人が、当該表現行為の主体と非冒用者が同一人物であると誤認しうる程度のものであることが必要」
- 本件においては、IDに表示された社名に誤りがあること、原告の評価を下げるようなものであって原告代表者が書き込むとは考えられないこと、などから、同一性誤認はなく、権利侵害は認められない。

請求棄却

95

発信者情報開示の判例

最近の事件

被害者弁護士団弁護士中傷サイト事件

< 事案 >

原告は、ある団体による児童虐待に関する被害者弁護士団を主宰するA弁護士。被告がホスティングを提供するウェブサイトで、虐待事件において児童相談所の保護を受けた子供の一人と称する発信者から「A弁護士は、お金のために私達を利用する恐喝犯」との情報発信

< 争点 >

権利侵害の明白性があるか？

東京地裁H17.8.29

< 裁判所の判断 >

- 「明白」性が要求されることから、違法性阻却事由(公共性 公益目的 真実性or '真実と信じるに足りる相当な事由)のうち '以外は原告に立証責任。
- 社会的評価低下あり
- 違法阻却事由のうち
公共性
公益目的
真実性 ×
'言及なし 被告の主張なし?

請求認容

96

発信者情報開示-まとめ

<対応の全般的方針>

- 発信者情報開示制度におけるプロバイダのリスク回避目標は？
 - ・通信の秘密を侵害しない
 - ・損害賠償責任を負わない
 - ・開示請求訴訟における勝訴 ×

- 勝訴が目標でなくとも訴訟においていい加減な対応をすれば…

☀ 通信の秘密の侵害

どの程度やればいいのか？

「熱心な応訴態度」逐条解説 p 55



「当然期待される攻撃防禦方法の提出」

<制度の射程>

- 錦糸眼科事件に見られるように実質的な発信者の特定のために用いることもできる。送信ボタンを押した人が特定された後でも真犯人を探ることができる。

<経由プロバイダの問題>

- 過去の問題。
- PtoP放流者のアクセス・プロバイダも開示請求の対象ということで確定。

97

発信者情報開示-まとめ

<違法性阻却事由>

権利侵害の「明白」性が要件とされることから通常は被告が主張立証責任を負う違法性阻却事由についても原告が立証責任を負う。

公共の利害に関する事実 and
公益目的 and
真実or 発信者が真実と信じるに
足りる相当な理由
のうち 発信者は被告、それ以外は原告

発信者の被告による立証は難しいといわれているが発信者に対する意見照会を利用すれば可能。

<発信者に対する意見照会の要否>

責任制限法の適用がないと主張すること、第4条2項に基づく意見照会を行うことは論理的には不整合とも考えられる(「前項の規定による開示の請求を受けたときは」)。しかし、意見照会を行えば簡単に開示に同意するかもしれない、これをしないことは被害者の早期解決の可能性を奪う。

「4条照会」と書かずに照会すればOK。

98

発信者情報開示-まとめ

<全件訴訟主義の問題>

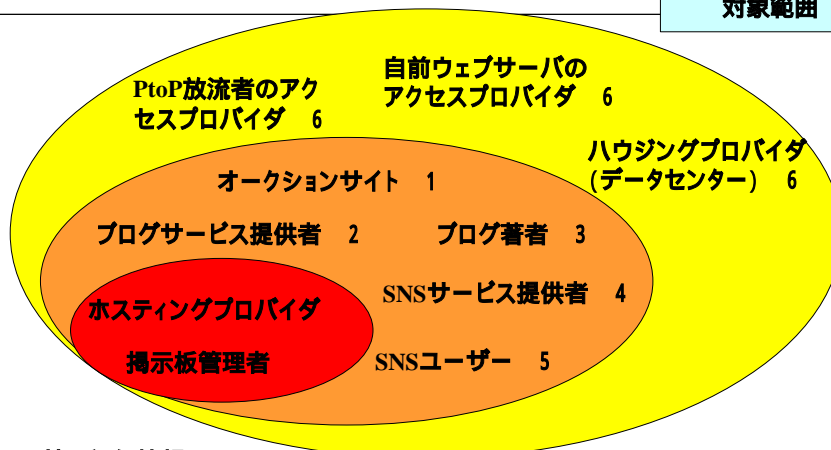
- 多くのプロバイダは敗訴判決まで開示せず、被害者にとっての十分な救済と成り得ていない(義務的な意見照会はある程度機能している)。「判決がない限り開示しない」というのは法解釈としては誤り
- 掲示板の書き込みの場合、法的手続きを2回行わなければならない場合もある。
- プロバイダ等(個人を含む)に費用を負担させることが妥当か
- 利害関係のないプロバイダ等に任せておいていいのか、本当に守ってくれるのか
- 内容が公開され、社会的な影響力のあるインターネット上の情報発信を「通信」とし、通信の秘密の対象とした。その結果として例外的な開示に「権利侵害の明白性」等を要求することとなった。そのこと自体は仕方ないとしても、例えば、以下のようなものは、そもそも通信の秘密を保護する必要があるのか疑問
 - なりすまし
 - ウェブサイトの物販における表示義務違反



任意開示可能なものの類型化
開示ガイドライン!!
立法による適切な「空気穴」⁹⁹

発信者情報開示-まとめ

開示請求の
対象範囲



- 1:特に評価情報
2:ホスティングプロバイダと同じ
3:コメント欄の違法情報
4:公開範囲は問題
5:コメント欄の違法情報×公開範囲は問題
6:PtoPで判例は肯定

違法情報(刑事)

アルファネット事件

< 事実 >

わいせつ画像の投稿を目的とするパソコン通信「アルファネット」の開設・運営者のわいせつ物公然陳列罪の成否。

犯罪の成立要件の問題は、直接違法情報媒介のリスクと直接関係がないのでこれ以上扱わない

< 争点 >

- 管理者自らがupしていないものについても責任を負うか(作為犯か不作为犯か、正犯か共犯か)。
- 本件におけるわいせつ物(刑法175条)は何か。「有体物」の陳列といえるのか。
- 受信者の操作も必要であり「陳列」とはいえないのではないか。

京都地裁H9.9.24 大阪高裁H11.8.26 最高裁H13.7.16

101

違法情報(刑事)

アルファネット事件

< 裁判所の判断 >

II

自らupしていないものについても責任あり。

- 原審は、削除しなかった不作為について正犯を認める。
- 控訴審は、管理者は、会員が勝手にupしたものを放置したのではなく、自己の用途に資する目的で収集・分類・整理し、宣伝し、会員を募って積極的に管理したのであるから作為犯とする。

< 理由 >

- 多額の会費収入を上げることができると考えて、わいせつ画像の掲載を求めた。
- わいせつ画像を掲載した会員については会費を免除する旨のネット広告を出した。
- 会員によりupされたわいせつ画像を分類、整理して不特定多数の会員がダウンロードできる状態に置いた。
- 頻繁にネット広告を出し、継続的に会員を募集して画像の閲覧をさせ続けた。

102

違法情報(刑事)

アルファネット事件

<その他の問題>

- わいせつ物は？
わいせつな画像データを記憶させた
ホストコンピュータのハードディスクが
わいせつ物にあたる。
- 操作が必要である点は？
簡単な操作であり、容易に閲覧する
ことができるから、「陳列」にあたる。

・控訴審:判時1692号148頁、判タ1064号239頁
・最高裁:判時1762号150頁、判タ1071号157頁
・商事法務「インターネット上の誹謗中傷と責任」p132～
・「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会 中間取りまとめ」

103

違法情報(刑事)

児童買春情報 サイト事件

<事実>

C国P市における児童買春等の情報を紹介する目的で、サイト開設。
第三者の違法画像投稿を知ったがアクセス数が増えると考えて削除しなかった。
C国に転居後は通信インフラ不備のため、掲示板の内容を必ずしも確認していない。
C国に転居後はパスワード喪失により削除ができない。
児童ポルノ公然陳列罪の成否

<争点>

- 管理者自らがupしていない。特に、(a)サイトから直接経済的利益は得ていない、(b)プロバイダの無料サービスを利用しており費用負担・管理行為なし。単に放置していた掲示板に第三者が勝手にupしたとも評価できる。
アルファネットとはかなり違う
- upされた画像を見ていないので故意がない。
- パスワードを喪失し、削除は事実上できなくなったことにより、責任を負わないのでは？

横浜地裁H15.12.15、東京高裁H.16.6.23、最高裁継続中

104

< 裁判所の判断 >

・管理者がupしていない点

- 原審は、不真正不作為犯であるとしたが作為義務の根拠等ははっきりしない。
- 控訴審は、掲示板開設・管理運営の全体を一体的にとらえて作為犯としての正犯責任を認める(不作為犯も含まれる)。掲示板開設時の目的は、経済的な利益ではないが自尊心・名誉欲等を満足させるものであり、C国移住後は経済的な目的も加わっていた。

< 裁判所の判断(続き) >

・画像を見ていない点

- 控訴審: 掲示板開設にあたり、閲覧者のupを予想して、それでも構わないとしてこれを容認しており、未必の故意を容認した原審は正しい。

・パスワード亡失の点

- 削除する可能性が失われたといえないことは明らか。

105

問題点

- 控訴審は、サイト開設時(違法情報なし)に実行行為があると考えられるのか。
- サイト開設時の未必の故意で足りるとするの ように考えないとしても、upされたらすぐ犯罪が成立することにならないか。
- 未必の故意で足りるとする場合、プロバイダ責任制限法第3条との均衡は？

「未必の故意」
犯罪事実が発生する
かもしれないという認識、
発生しても構わないとする「**認容**」の
要否について議論がある。



106

児童買春情報 サイト事件

違法情報(刑事)

- 平成12年6月
「Pあやしい掲示板」開設
- 平成12年10月
自ら児童買春情報の書き込み
- 平成13年1月
児童ポルノ画像のupを知る。削除すれば発信者に嫌われるが放置すればアクセス数が増えると考えて放置
- 平成13年9月
C国に転居、通信インフラ不良のためその後upされた画像については確認していない。またパスワード亡失により画像削除は事実上できなくなった。
- 平成13年11月
本件掲示板が日本のテレビで取り上げられたことから不安になるが、削除等はしなかった。
- 平成13年12月以降
P市を訪れた日本人買春客を相手にバスの運行サービスを行う。掲示板を維持すると客が増えるので利欲的目的も持つようになる。
- 平成14年5月末
バスの運行をやめるが、やはり日本人買春客を対象とする自動二輪車のタクシーやレンタルルームのサービスを行う。

前掲「インターネット上の誹謗中傷と責任」p135～

107

違法情報(刑事)

小括

- 刑事責任を認めた判決は、すべて違法情報への積極的・意欲的関与を認定している。(まったくの不作为・放置について、刑事責任を認めた事案は存在しない。)
 - アルファネット事件： 画像upを明示的に求めて、応じた会員を優遇
 - 児童買春情報サイト事件：「送信を暗に利用・慫慂したのである」
- コンテンツ・ニュートラルなプロバイダ等が、他人の送信した情報について、刑事責任を負うことは、原則としてないはず。
- 児童買春情報サイト事件において「未必の故意で足りる」としたことは、刑事と民事の逆転につながる(…少し心配)。
- ここでもホスティングの義務がなければ、削除する方が安全(掲示板)。ホスティングの義務があっても削除の方がリスクが小さい。

なお、風営法の「映像送信型性風俗特殊営業」規制：有料アダルト映像サイトにホスティングを提供する場合、わいせつ画像、児童ポルノ画像のアップロードを知ったときは送信防止をする努力義務あり。

その他の近時の違法・有害情報対応の動き

109

インターネット・ホットラインセンター

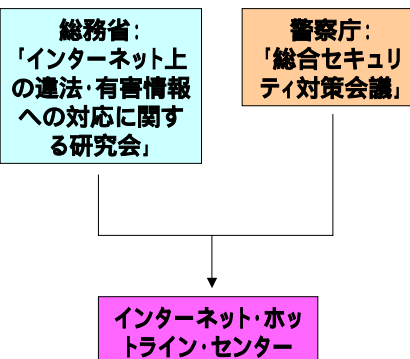
ことのおこり

集団自殺サイト・事件頻発
爆発物製造方法サイト
・山口県光高校事件(2005年6月)

↓ 2005年6月

内閣官房:
「違法・有害情報等に関する関係省庁
連絡会議 (IT安心会議)」
(構成メンバーは各省庁)

<http://www.it-anshin.go.jp/>



- 目的は、自主的削除の支援・促進
- 対象は社会的法益を侵害する情報¹¹⁰
+ 有害情報

インターネット・ホットラインセンター

財団法人インターネット協会が受託

□一般から情報を収集

□違法情報 警察に通報 + 送信防止措置依頼

□有害情報 契約に基づく対応依頼

現在、インターネット上には児童ポルノ、薬物等禁制品の密売に関する情報等の違法情報や直ちに違法とは評価されないものの自殺サイトや爆弾の製造方法、殺人等の違法行為の請負等に関する情報などの有害情報が氾濫している状況にあります。

このような状況を踏まえ、インターネット利用者から寄せられる**違法・有害情報に関する通報を受け付け**、一定の基準に基づいて情報を選別した上で、**違法情報については警察への通報及びプロバイダや電子掲示板の管理者等**(以下「プロバイダ等」という。)への**送信防止措置依頼等を実施し**、**有害情報についてはプロバイダ等に契約に基づく対応依頼等を実施する役割を果たす**「ホットラインセンター(仮称)」を設立することといたしました。(同協会ウェブサイトより)

インターネット・ホットラインセンター



112

財団法人インターネット協会ウェブサイトより引用

インターネット・ホットラインセンター

責任制限法第3条2項

誤って削除した場合の免責

必要な限度での措置

他人の権利が不当に侵害されると信じるに足りる相当の理由あり

発信者に対する意見照会到達後7日を経過しても防止措置に同意しない旨の申出が来ない

× or × **であれば免責。**

- 名誉毀損・プライバシー関係GL
法務省人権擁護機関からの削除依頼
- 著作権関係GL及び同商標権関係GL
信頼性確認団体の確認を経た削除依頼



削除依頼に際しては、真に権利侵害があるか等プロバイダには分かり難いことが常に問題になる。「信頼性確認団体」や法務省などの専門機関がこれらの確認を行えば、プロバイダはこれを信頼して削除できる。また、仮に専門機関の判断が誤っていたとしても、信頼して削除したプロバイダ等は、裁判で、自己には「相当な理由」があったと主張できる。

113



インターネット・ホットラインセンター

分類	害される利益	具体例	責任制限法の適用	請求・依頼
違法	権利侵害情報 (民事)	<ul style="list-style-type: none"> □ 名誉毀損 □ プライバシー侵害 □ 著作権他知的財産権侵害 		<ul style="list-style-type: none"> □ 削除要請 場合により信頼性確認団体を經由、法務省人権擁護機関からの削除要請もある。 □ 発信者情報開示
	社会的・国家的法益 (刑法・行政規制)	<ul style="list-style-type: none"> □ わいせつ □ 児童ポルノ 	×	<ul style="list-style-type: none"> □ 警察による摘発 □ 「ホットライン」
有害	違法な結果に結びつきうるが、情報の流通自体は違法ではないことに注意	<ul style="list-style-type: none"> □ 集団自殺 □ 爆弾製造方法 	×	□ 「ホットライン」

114

有害情報への自主的対応

違法な行為を引き起こす情報

有害情報とは何か？

児童にとっての「有害」などは、条例等で規定がなされている。しかしながら、そのような限定のない一般的な「有害」を定義することはできない。



「ホットライン」のアプローチ

II

「違法行為・結果を引き起こすおそれのある情報」

表現の自由等と公共の福祉とのバランスに配慮し、ホットラインセンターにおいて**対象とする公序良俗に反する情報**については、運用当初は、次の から までのような、**違法行為を引き起こすおそれがある情報を対象とすることが**適当である。

情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報

第3の2に列挙する違法情報(注:社会的法益を侵害する違法情報)について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報

人を自殺に勧誘・誘引する情報(集団自殺の呼びかけ等)

有害情報への自主的対応

違法な行為を引き起こす情報

- 違法行為の手段となり、違法な結果を招来する原因となったものについては、場合によりプロバイダが責任を負う可能性も皆無とはいえない。
- プロバイダ責任制限法の適用なし。
- しかし…情報の流通自体が違法といえない以上、表現の自由に配慮する必要性もある。
- ホスティングの義務がなければ、削除するのが安全(掲示板)。
- ホスティングの義務がある場合には、削除を正当化する根拠について、慎重に検討すべき。
- 真に違法な行為・結果につながる可能性があるかについての検証が必要であり、表現の自由を上回る法益侵害の危険が必要。



判断が困難
規約に基づく削除が安全

116

有害情報への自主的対応

違法な行為を引き起こす情報

e.g.

違法行為(殺人・脅迫)請負サイト



法益侵害の危険大

自殺呼びかけサイト



法益侵害の危険大

規制薬物の人体に与える影響



内容による

危険性の判断は類型的に割り切ることが難しい

e.g. 爆弾の作り方

ペットボトルで爆弾を作ろう
・身の回りにある材料
・「喧嘩に使える」等の誘引



危険性に差異

中性子爆弾の作り方

法益侵害大の事例でも、プロバイダ等が放置の責任を負う可能性は低く、他に多くの事情が重なった極限的な場合に限り問題となることに注意

有害情報への自主的対応

単なる規約違反

□ 「単なる規約違反」のカテゴリは、「違法行為を引き起こすおそれのあるものでなくとも(つまりプロバイダ等に違法情報媒介責任が生じる恐れがなくとも)対応することを想定している。

□ 本来は放置しても法的責任を負わないが、諸般の事情により削除したい場合もある。

e.g. 残虐、児童ポルノ風CG



有効な規約に基づいて削除することにより、安全性を確保する

□ ウェブ規約が有効であるための要件を満たしていることが前提
スライド42

□ プロバイダがホスティングの義務を負わず、規約が免責規定としての機能しかない場合は、規約違反の情報を放置しても削除しても法的責任は生じない(規約のある通常の掲示板)。

□ プロバイダがホスティングの義務を負う場合は、規約違反に基づく削除の可否が問題となる。

有害情報への自主的対応

単なる規約違反

ホスティングの義務がある場合

- 規約違反の情報については、放置のリスクは原則としてない。

例外として



「人に不快感を与える情報を巡回して削除しておりますので、ご家族で安心してご利用いただけます。」



他の会員に対する安全配慮義務

- 規約に基づく削除は、適法に行いうる(一般論としてはOK)。

- 問題は、「規約に基づく」といえるか。

e.g. ・「人に不快感を与える情報」
・「倫理的に問題のある情報」



はっきりしない場合が多い



- 規約に具体例を書いておく

e.g. 裸体、死体の写真、絵、CG

- 内部的にでも基準を設けておく。¹¹⁹

リスク比較

有害情報への自主的対応-まとめ

違法情報(民事)

- 放置リスクあり
(判例の基準混乱)
- 削除リスク
掲示板 ほぼなし
ホスティング あるが低い

違法情報(刑事)

- 違法情報への積極的な関与がなければ放置リスクは低い
- 削除リスク
掲示板 ほぼなし
ホスティング あるが低い

有害情報(違法な行為・結果)

- 放置リスクあるが極めて低い
- 削除リスク
掲示板 ほぼなし
ホスティング あり

有害情報(規約違反)

- 放置リスクなし
- 削除リスク
掲示板 ほぼなし
ホスティング 規約内容や運用に工夫して低下に努めるべき

「掲示板」はホスティングの義務がないもの、
「ホスティング」はホスティングの義務があるもの。

120

